

籾殻焼き（燠炭づくり）の注意点

稲刈りが終わると燠炭づくりのため籾殻焼きを行っている方もいるかと思いますが、籾殻焼きをする際の注意点につきまして改めてお知らせします。



～籾殻焼き（燠炭づくり）の火災予防対策～

- ①火種が完全に消えていることを確認してから終了する。
- ②燠炭を袋詰めにする場合は、完全に火が消えているか確認する。
- ③気象情報をよく確認し、乾燥している・強風の時はやらない。
- ④周囲に燃えやすいものがある場所ではやらない。
- ⑤その場を離れない、定期的に巡回する。
- ⑥万が一に備え、消火できるものを準備する。



鶴岡市消防本部マスコットキャラクター
てんじんくん

◎籾殻焼きをする場合は周辺にご配慮を！

「洗濯物に臭いがつく」「煙が入ってきて生活できない」などの苦情が多く寄せられています。このような苦情は、住宅密集地の近くで籾殻焼きを実施していたことが原因です。

また、風が強いときは、「火の粉が飛んできて怖い」「周りに燃え広がりそうだ」との通報も多くあります。籾殻焼きをする場合は、住宅から離れた場所で行うなど周辺住民への配慮をお願いします。

◎通報があった場合の消防の対応について

通報があった場合、消防署では火災の危険がないか必ず確認に向かいます。

その時は、消防車のサイレンを鳴らして駆け付けます。「届出の有無」にかかわらず、最悪の事態を想定して現場に向かうためです。

また、行為者がいない場合は、水を掛けて消火しますが、行為者がいる場合でも風が強いなど火災危険が高いと判断される場合は、水を掛け消火する場合があります。

◎消防署へ必ず届出をしましょう

「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」

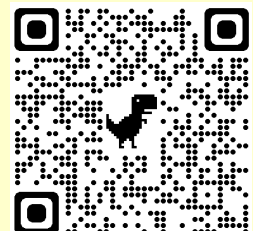
籾殻焼きをする場合は必ず消防署へ届出をしましょう。届出についてはお近くの消防署・消防分署で受け付け可能です。

※この届出については内容の許可・認可するものではありません。

届出書は鶴岡市消防本部のホームページでもダウンロード可能です。

右のQRコードか下記のアドレスよりリンク先へ →

「6. 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」



https://www.city.tsuruoka.lg.jp/anzen/shobo/shinseitodokede/jourei_todoke.html